明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務三一）　一
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同三二）　一三
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三三）　一四
○復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令（同三四）　一四
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四六）　一四
〔告　示〕
○蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及びエル・イー・ディー・ランプのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業一〇六）　一五

省令

○財務省令第三十一号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「退職年金等積立金確定申告書」の下に「、「期限後申告書」を加え、「第三十四号まで、第三十六号から」を削り、「、退職年金等積立金確定申告書」の下に「、期限後申告書」を加える。

第二十七条の十四中「別表十二㈢まで、別表十二㈣から別表十二㈧まで、別表十二㈩、別表十二(十三)」を「別表十二㈦まで、別表十二㈨、別表十二(十二)」に改める。

第三十二条第二項中「別表一㈠、別表一㈢」及び「別表一㈠及び別表一㈢」を「別表一」に改める。

第三十四条第二項中「別表一㈠から別表一㈢まで」を「別表一」に改める。

第三十七条の九第二項中「別表一の二㈠、別表一の二㈢」及び「別表一の二㈠及び別表一の二㈢」を「別表一の二」に改める。

第三十七条の十一第二項中「別表一の二㈠から別表一の二㈢まで」を「別表一の二」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表六㈤まで、別表六㈥から」を削る。

第六十八条中「別表一㈠」を「別表一」に改める。

別表一㈠から別表一の二㈢までを削る。

別表一の三を次のように改める。